

角田市排水計画に伴う設計基準書変更の新旧対照表

改 訂	現 行
<p style="text-align: center;">令和5年4月1日庁訓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水管の土被りは原則として<u>20 c m</u>以上とする。ただし、やむを得ず埋設深さを浅くする場合は、<u>協議の上</u>、排水管が損傷を受けないよう適切な防護を行う。</li> <li>・汚水柵深さが<u>80 c m</u>以下で柵口径を150mmとする。</li> <li>・床下集合配管設備使用確認書の提出を<u>廃止する</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水管の土被りは原則として<u>30 c m</u>以上とする。ただし、やむを得ず埋設深さを浅くする場合は、排水管が損傷を受けないよう適切な防護を行う。</li> <li>・汚水柵深さが<u>60 c m</u>以下で柵口径を150mmとする。</li> <li>・床下集合配管設備を使用するときは、床下集合配管設備使用確認書を<u>提出する</u>。</li> </ul>